

平成26年度

監査結果報告書

定期監査
市民部

大分市監査委員



監 査 第 3 3 9 号

平 成 2 6 年 8 月 1 2 日

大 分 市 長 釘 宮 馨 殿
大 分 市 議 会 議 長 板 倉 永 紀 殿

大分市監査委員 阿 南 洋

大分市監査委員 古 庄 研 二

大分市監査委員 荻 本 正 直

大分市監査委員 今 山 裕 之

監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり提出します。

定期監査結果報告

1. 監査の対象及び監査の期間

監査の対象		監査の期間
市民部 市民協働推進課 市民課 国保年金課 支所、出張所	平成25年度（平成25年4月1日～平成26年2月28日）に係る事務事業 ただし、必要に応じ平成24年度分も対象とした。	平成26年4月18日～ 平成26年7月18日

2. 監査の方法

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、前回監査の指摘事項等が改善されているか等に着眼して監査を実施した。

3. 監査の結果

今回の監査は、公民館の使用料等の徴収事務、証明・交付等手数料の徴収事務、国民健康保険税の賦課徴収事務、補助金の交付事務、支出事務、財産の管理事務等について実施した。

監査の結果、一部に注意、改善を要する事項が見受けられたので、必要な措置を講じられたい。

市民部

市民協働推進課

(1) 公民館の使用料等の徴収事務について

・公民館の使用許可及び使用料の減免については、公民館ごとに取り扱いが異なるように、基準の整理も含め取り扱いを統一するよう要望する。

(2) 補助金の交付事務について

ア. 補助金の算定基準を作成すべきもの（防犯灯維持費補助金）

電気料金が定額制の防犯灯については、補助対象経費の算定基準が作成されていないため、1円未満の端数計算処理が不明確となっており、補助金算出根拠資料に記載している年間電気料金の額と領収書の合計額が相違するものが見受けられた。

今後は、補助金の算定基準を作成し、適正な事務処理をされたい。

イ. ご近所の底力再生事業助成金交付事務について、複数の自治会が合同で事業を実施する場合の申請書や事業実績報告書等の作成方法を整理されるよう要望する。

(3) 公有財産の管理事務について

・公有財産貸付台帳が整備されていないもの及び記載が不十分なもの

大分市公有財産規則の規定では、部長等は、その所管に属する公有財産について、貸付及び使用許可の状況を明らかにするため公有財産貸付台帳を備え、当該財産に異動を生じた場合には、その都度整理しなければならないとされている。

しかしながら、公有財産貸付台帳が整備されていないもの及び貸付料収納の状況に

記載がないものが見受けられた。

今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。

(4) 支出負担行為事務について

- ・郵便切手の受払が記載されていないもの

郵便切手等受払簿に受払の記録が、記載されていないものが見受けられた。

今後は、適正な事務処理をされたい。

市民課 国保年金課

特に指摘事項はなかった。

支所、出張所

[大在支所]

(1) 施設の管理事務について

- ・施設の管理事務が適切でないもの

支所の機械警備セット忘れが見受けられた。

今後は、危機管理意識の徹底を図り施設の適切な管理に努められたい。

[坂ノ市支所]

(1) 証明、交付等手数料の徴収事務について

- ・自動車臨時運行許可事務が適正でないもの

自動車臨時運行許可事務については、自動車臨時運行許可事務の手引き等により取り扱いが定められている。

しかしながら、許可基準を超える日数で許可を行っているもの、臨時運行許可証に許可を受けた者の氏名等が記載されていないもの、訂正印(公印)を用いず臨時運行許可証を訂正しているもの、本人確認資料を申請書の裏に貼付していないもの等不適正な事務処理が見受けられた。

今後は、手引き等に従い適正な事務処理をされたい。

(2) 施設の管理事務について

- ・施設の管理事務が適切でないもの

支所の機械警備セット忘れ及び公民館の防火対象物点検において報告された停電時非常照明の不点灯について、長期間未整備のものが見受けられた。

今後は、危機管理意識の徹底を図り施設の適切な管理に努められたい。

[鶴崎支所] [大南支所] [植田支所] [佐賀関支所] [野津原支所] [明野出張所]

特に指摘事項はなかった。